

求職者等におけるセクシュアルハラスメントへの対応

令和 8 年 10 月
めぐみの農業協同組合

1. 求職活動等におけるセクシュアルハラスメント

求職活動等におけるセクシュアルハラスメント（以下、「求職者等セクハラ」と表記）は、求職活動等において行われる求職者等の意に反する性的な言動により求職者等の求職活動等が阻害され、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該求職者等が求職活動等を行う上で看過できない程度の支障が生じることが懸念されます。

なお、本内容で示す用語は以下のとおりです。

① 求職活動等

「求職活動等」とは、求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指し、例えば、就職説明会・採用面接への参加、インターンシップへの参加等が含まれます。

なお、SNS等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるものも含まれます。

② 求職者等

「求職者等」とは、求職者（JAめぐみの求人に応募する者）及びJAめぐみのが実施する職員採用に資する活動に参加する者である。

2. 禁止する求職者等セクハラ行為

当組合は、求職活動等における求職者等に対する以下の求職者等セクハラ行為を許しません。

- ① 性的な冗談、からかい、質問を行うこと
- ② わいせつ図画の閲覧、配布、掲示を行うこと
- ③ 他人に不快感を与える性的な言動を行うこと
- ④ 性的な噂の流布を行うこと
- ⑤ 身体への不必要な接触を行うこと
- ⑥ 性的な言動により就業意欲・求職活動の意欲を低下させること
- ⑦ 交際、性的な関係の強要を行うこと
- ⑧ 性的な言動に対して拒否等を行った求職者等に対する不利益取扱いを行うこと
と
など

3. 求職者等セクハラ防止措置

当組合は、求職者等セクハラを防止するため、以下の措置を講じています。

- ① 面接時には複数名の職員で実施すること
- ② 職員が個人の携帯電話・SNSで求職者等と連絡を取らないこと
- ③ 選考過程での不必要な個人情報の収集を行わないこと

- ④ 食事・飲み会での面談は行わないこと
- ⑤ 職員に対してハラスメントに関する教育・研修の継続的な実施など

4. 対象となる役職員等の範囲

対象は、役員、正職員、準職員、派遣職員、パート・アルバイト等、当組合で働くすべての役職員であり、異性に限りません。

また、被害者の性的指向又は性自認にかかわらず、性的な言動であれば対象となります。

5. 相談窓口

求職者等セクハラに関する相談(苦情を含む)窓口を、以下のとおり設置し受付けます。

また、実際に起こっている場合だけでなく、可能性がある場合、放置すれば求職活動等が悪化するおそれがある場合、求職者等セクハラに当たるか微妙な場合も含め、広く相談に対応し事案に対処します。

【相談窓口】本店経営企画室リスク管理

【電話番号】0575-23-5883、E-mail: soudan@jamegumino.gjadc.jp

または

【相談窓口】本店総務部長

【電話番号】0575-23-5151

6. 不利益取扱いの禁止及び秘密厳守

相談者及び事実関係の確認に協力した方に対して、不利益な取扱いは行いません。
なお、相談内容や調査によって知った機密情報は、厳重に管理し秘密厳守します。

7. 事実確認と措置等

相談を受けた場合、事実関係を迅速かつ正確に確認し、事実が確認できた場合には、被害者への配慮のための措置及び行為者への就業規則等に沿った毅然とした対応を行うとともに、あわせて再発防止策を講じます。

以上